○経済産業省令第四十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十三条第一項第一号及び第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報） **第三十三条の六の二**　法第二十三条第一項第一号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　一般送配電事業者が電力量調整供給を行う発電等用電気工作物の供給電力量に関する情報（当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者の同意を得て公表するために利用し、又は提供するものに限る。） （供給計画の届出） **第四十六条**　［略］ 2　前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。 小売電気事業者 一　様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書 二　一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の	（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報） **第三十三条の六の二**　［同上］ 一・二　［略］ ［新設］ （供給計画の届出） **第四十六条**　［略］ 2　［同上］ ［同上］ ［新設］

系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であって、対して提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	
一～三　［略］ 四　供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力の見込みについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書 五～八　［略］	［同上］ 一～三　［新設］ 四～七　［略］
［略］	［略］
一般送配電事業者	
［略］	［略］
配電事業者	
一～三　［略］ 四　供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力の見込みについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書 五～八　［略］	［略］ 一～三　［略］ ［新設］ 四～七　［略］
［略］	［略］
登録特定送配電事業者	
一・二　［略］ 三　一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であって、提	［同上］ 一・二　［略］ ［新設］